

ソフトウェアライセンス利用規約

第1条（定義）

本契約においては、語句の定義は以下の通りとする。

- (1) 「当社」とは、「本製品」のライセンサーである株式会社ベリサーブを意味する。
- (2) 「利用者」とは、当社より「本製品」のライセンスを許諾された者を意味する。
- (3) 「本製品」とは、申込フォームに記載するソフトウェア・プログラムおよびその記憶媒体、マニュアル等の関連文書その他必要となるコード等一式を含むものとする。
- (4) 「ライセンス」とは、本製品をコンピュータにインストールすることおよび本製品をコンピュータにおいて利用するその他一切の行為ならびにドキュメンテーションを利用する権利を意味する。
- (5) 「ライセンス発効日」とは、当社が利用者にソフトウェアライセンスキーを送付した日をいう。

第2条（ライセンスの許諾）

1. 当社は、利用者に対し、本契約の条項にしたがって、譲渡不能、再許諾不可能且つ非独占的なライセンスを、本契約が有効に存続する期間中、利用者に対して許諾するものとし、利用者は、許諾されたライセンス数を超えない範囲内で本製品を使用することができるものとする。
2. 利用者は、社内業務遂行の目的だけに本製品を使用することができるものとする。
また、利用者は、当社の書面による事前の承諾を得ることにより、社内業務を委託する社外業者に本契約の条件を遵守させたうえ、当該委託業務の遂行に必要な範囲内で当該社外業者に本製品を使用させることができるものとする。この場合、利用者は、当該社外業者による本契約に定める義務の違反について一切の責任を負うものとする。
3. 利用者は、本製品を、当社が定める申込フォーム (<https://contact.veriserve.co.jp/public/application/add/105>) に記載する、当社が許諾した指定OS、および、使用開始に際して利用者は当社に対して申告した指定機械、指定設置場所（以下これらを「指定環境」という）でのみインストールして使用することができるものとする。なお、指定環境を変更しようとするときは、当社に対し、書面、又はその他所定の方法による事前の申し入れるものとする。
4. 利用者は、再インストールを目的としたバックアップの目的に限り、本製品のソフトウェア・プログラムを1部のみ複製できものとする。複製された本製品についても、本契約に定める本製品に関する権利制限が適用されるものとする。

第3条（本製品の納入）

1. 当社は、利用者と合意した納入期日までに本製品を利用者の指定場所に納入するものとする。当該納入をもって本製品の危険負担責任は、当社から利用者に移転されるものとする。
2. 当社は、利用者が希望する場合、利用者が本製品を使用開始するために必要となる導入サポート業務を提供するものとし、その対価、提供条件は、別途利用者と契約を締結するものとする。

第4条（検査）

1. 利用者は、当社が本製品のライセンス発効日から5日営業日以内に本製品が当社の提示する仕様どおり稼働するかを検査するものとし、検査終了後直ちに検査結果を当社に通知するものとする。なお、評価用ソフトウェアライセンス契約書に基づき本製品の評価を実施し、その結果、本契約を締結した場合は、本条は適用されず検査に合格したものとする。
2. 前項に定める期日以内に本製品が当社の提示する仕様の通り稼働しないことが判明した場合、利用者はなんらの費用負担なく、本製品の補修、取り替え、又は訂正を当社に請求することができる。
3. 第1項に定める検査期間中に利用者が本製品を検査目的以外に使用したとき、検査を終了しなかったとき、または検査結果の通知がなかったときは、本製品が利用者の検査に合格したものみなす。

第5条（ライセンス期間）

本製品のライセンス期間は、ライセンス発効日から、最初に訪れる3月31日までとする。ただし、期間満了の45日前までに利用者から終結の申し出がない場合には、自動的に4月1日より1年間延長され、その後も同様とする。

第6条（ライセンス料及び支払い）

1. 利用者は、ライセンスの対価として本製品がインストールされた指定機器数に応じて別紙に定める年間ライセンス料を支払うものとする。ただし、ライセンス発効日から1年に満たない期間のライセンス料は、月割計算するものとする。
2. 利用者は、ライセンス発効に先立ち当社の指定する銀行口座に振込みにてライセンス料を支払うものとする。また、ライセンス期間を更新した場合は、更新の都度ライセンス料を支払うものとする。

第7条（使用権の制限）

1. 利用者は、本製品を第2条第4項の場合を除いて複製することはできないものとする。

2. 利用者は、第三者に対し、本契約に基づく権利義務を譲渡すること、本製品を譲渡すること、また、本製品の権利を譲渡、再使用許諾、貸与、担保供与すること、商用的ホスティングサービス等に使用すること、またはその他いかなる処分もできないものとする。
3. 利用者は、本製品をマニュアル等の関連文書に記載された以外の方法により使用しないものとする。
4. 利用者は、本製品の著作権表示その他の表示を除去または変更しないものとします。
5. 利用者は、本製品の著作権その他すべての知的財産権は、当社に帰属することを確認する。
6. 当社は本製品に付随するサービス等について利用者の事前の許可なく変更・中止することができるものとする。

第8条（技術サポート）

1. 当社は利用者に対しては、本製品の使用に関して、別紙のとおり技術サポートを提供するものとする。技術サポート料に関しては、ライセンス料に含まれるものとする。
2. 利用者は、当社が技術サポートを実施するために当社が要請するデータその他資料等を速やかに提供するものとする。当社が要請するデータその他資料等を提供しない場合は、当社は利用者に対して必要な技術サポートを実施しないものとする。
3. 当社は、技術サポートを当社の責任の下、第三者に委託することができるものとする。

第9条（秘密保持）

1. 利用者および当社は、本契約に関連して相手方から開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密（以下「秘密情報」という）を、本契約の目的のためにのみ使用するものとする。利用者および当社は、秘密情報を善良なる管理者における注意をもって管理し、本契約期間中はもとより、本契約終了後も3年間は第三者に対しては開示、漏洩しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとする。
 - (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの
 - (2) 利用者または当社が開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの
 - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (4) 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの
 - (5) 法令により開示が義務付けられたもの
2. 当社は、本製品を宣伝および販売促進の目的で、利用者との取引実績などをマーケティングおよび販促資料などに使用する場合、利用者より事前に資料等の公表または配布の承認を得るものとする。

第10条（保証及び責任の範囲）

1. 当社は利用者に対し、本製品のライセンスを適法に設定する権利を有していることを保証する。
2. 当社は、本製品がライセンス発効日から1ヶ月間、関連資料に記載された方法に従い、指定環境で使用された場合には、本製品が実質的に関連資料に記載されたとおりの機能を有することを保証する。この保証未達成の場合、当社は合理的に可能な限り瑕疵の修正または欠陥品の取り替えを行うものとする。
3. 当社は、本製品の使用から得られる結果についての保証、本製品の全ての瑕疵が是正されるという保証、本製品の機能が利用者の要求を満足するという保証、第三者の権利の不侵害の保証および特定目的適合性の保証を含め、明示的であると黙示的であるとを問わず、前2項に定める以外のいかなる保証も行わないものとする。利用者は、自らの責任において指定機械上のデータのバックアップ等適切な保全手段を講ずるものとする。
2. 当社は、本製品の使用または使用不能に起因する直接的、間接的その他いかなる損害（逸失利益、業務の中断、データ破壊・紛失による損失その他の金銭的損失を含む）について、一切の損害賠償責任を負わない。ただし、当社の故意または重過失による場合は、この限りではないものとする。

第11条（監査権）

1. 当社は、利用者に対して、利用者が本契約の条件に従って本製品を適正に管理・使用されているか否かを監査する権限を有するものとし、当社は必要に応じて、監査に必要な書類もしくはその写しの提出、その他の必要な措置を、利用者に対して求めることができ、当社はこれに協力する義務するものとする。
2. 前項の監査の結果、本製品の使用に関して、利用者に違反行為がある場合には、当該違反行為の態様、期間、その他諸般の事情を勘案の上、当社は利用者に対し、違反行為の是正、契約の解除、又は損害賠償の何れかの措置、あるいは全ての措置を求めることができるものとする。

第12条（解約）

1. 利用者および当社は、書面をもって本契約を合意解約することができる。
2. 利用者が次の各号のいずれかにでも該当したときは、相手方はなんらの通知、催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解約できるものとする。
 - （1）仮差押、差押、競売の申請、または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立があった場合、もしくは租税公課を滞納して保全差押を受けた場合
 - （2）営業を休止または廃止した場合
 - （3）支払いを停止した場合、または振出もしくは引き受けた手形もしくは小切手が、

不渡り処分を受けた場合

(4) 事業の全部または一部を譲渡もしくは譲受を決定もしくは承認した場合

(5) 解散を決定もしくは承認した場合

(6) 反社会的勢力に該当することが判明した場合

3. 利用者および当社は、相手方が本契約に基づく義務を遂行、または遵守せず、書面による通知から30日以内に当該違反、または不履行等が是正されない場合、相手方に対する書面による通知によって、本契約を解除することができる。
4. 利用者は、本条第2項各号および前項のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとする。

第13条（返還または破棄）

本契約が理由の如何を問わず終了した場合、利用者は当社に対し本契約終了後直ちに、本製品、複製物を、当社の指示にしたがって返還または破壊し、その旨を証明する書面を当社に送付する。

第14条（輸出関連法令の遵守）

利用者は、本製品を直接的または間接的に輸出する場合には、外国為替及び外国貿易法その他輸出関連法令（以下「輸出規制等」という）を遵守の上、所定の手続きをとるものとする。なお、外国の輸出関連法令の適用を受け、所定の手続きが必要な場合も同様とする。利用者による輸出規制等の違反に基づき当社に何らかの損害が発生した場合には、利用者は当該損害を補償するものとする。

第15条（残存条項）

本契約終了後も、第3条2項、第6条、第9条、第10条、第11条、第13条および第16条の規定は有効に存続するものとする。

第16条（協議）

1. 本契約に定めなき事項または本契約に関し両当事者間に生じた疑義については、両者誠意をもって協議の上、解決にあたるものとする。
2. 前項の協議によっても解決できず、訴訟となった場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

別紙

■ライセンス料

1 ライセンス・1 年間あたり 240,000 円 (税別)

※ご利用の PC1 台につき 1 ライセンスが必要です

■技術サポート

技術サポートの内容は以下とする。

- ・最新版リリースのご案内 (メール) : 適時
- ・お問い合わせへのご対応 (メール) : 下記

受付方法	メール
受付時間	24 時間 365 日
対応時間	土日・祝日、12 月 28 日から 1 月 4 日を除く平日 9:00~17:30
回答時間目安	当日 0:00~当日 17:30 までに問い合わせ → 翌日 19:00 までに返信 当日 17:30~翌日 0:00 までに問い合わせ → 翌々日 19:00 までに返信
問い合わせ先	tstr_support@veriserve.co.jp